

修正国際基準公開草案第 2 号

2016 年 3 月 17 日

「修正国際基準の適用（案）」

「修正国際基準の適用」（2015 年 6 月 30 日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛を付している。）。

公開草案	現行
修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準） 修正国際基準の適用 2015 年 6 月 30 日 改正 XXXX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会	修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準） 修正国際基準の適用 2015 年 6 月 30 日 企業会計基準委員会
適用時期 2015 年 6 月公表の修正国際基準 5. 修正国際基準は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。 XXXX 年 X 月改正の本文書 6. XXXX 年 X 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。 7. 別紙 1 に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。ただし、別紙 1 に示された IFRS 第 9 号「金融商品」（2013 年）については、次のとおりとする。 ➤ IFRS 第 9 号「金融商品」（2013 年）7.3.2 項を以下のとおりとする（取消線は削除部分を示す。）。	適用時期 5. 修正国際基準は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。 6. 別紙 1 に記載された会計基準等について、次項に記載したものを除き、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。 7. 次の会計基準等における発効日に関する規定は、次のとおりとする。 ➤ IFRS 第 9 号「金融商品」（2010 年）7.1.1 項を「An entity shall apply IFRS 9 (2010) for annual periods beginning on or after 1 January 2018. Earlier application is

公開草案	現行										
「This Standard supersedes ~~IFRS 9 issued in 2009 and IFRS 9 issued in 2010. However, an entity may elect to apply IFRS 9 issued in 2009 or IFRS 9 issued in 2010 instead of applying this Standard.~~」 (参考日本語訳) 本基準書により、~~2009 年公表の IFRS 第 9 号及び 2010 年公表の IFRS 第 9 号は廃止される。ただし、企業は本基準に代えて 2009 年公表の IFRS 第 9 号又は 2010 年公表の IFRS 第 9 号を適用することを選択できる。~~	permitted. However, if an entity elects to apply IFRS 9 (2010) early, it must apply all of the requirements in IFRS 9 (2010) at the same time. If an entity applies IFRS 9 (2010) in its financial statements for a period beginning before 1 January 2018, it shall disclose that fact and at the same time apply Appendix C <i>Amendments to other IFRSs</i> of IFRS 9 (2010). 」に置き換える。 (参考) 企業は、IFRS 第 9 号 (2010 年) を 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業が IFRS 第 9 号 (2010 年) を早期適用することを選択する場合には、IFRS 第 9 号 (2010 年) の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない。企業が IFRS 第 9 号 (2010 年) を 2018 年 1 月 1 日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、同時に IFRS 第 9 号 (2010 年) の付録 C「他の IFRS の修正」を適用しなければならない。										
別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中 略) 会計基準 (2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table><tr><th>会計基準の名称</th></tr><tr><td>(中 略)</td></tr><tr><td>IFRS 第 8 号「事業セグメント」</td></tr><tr><td>* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)</td></tr><tr><td>IFRS 第 10 号「連結財務諸表」</td></tr></table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 8 号「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中 略) 会計基準 (2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table><tr><th>会計基準の名称</th></tr><tr><td>(中 略)</td></tr><tr><td>IFRS 第 8 号「事業セグメント」</td></tr><tr><td>* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)</td></tr><tr><td>IFRS 第 10 号「連結財務諸表」</td></tr></table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 8 号「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」
会計基準の名称											
(中 略)											
IFRS 第 8 号「事業セグメント」											
* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)											
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」											
会計基準の名称											
(中 略)											
IFRS 第 8 号「事業セグメント」											
* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)											
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」											

公開草案		現行	
(以下 略)		(以下 略)	
解釈指針（2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの）		解釈指針（2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの）	
解釈指針の名称		解釈指針の名称	
(中 略)		(中 略)	
IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」		IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」	
IFRIC 第 21 号「賦課金」		SIC 第 7 号「ユーロの導入」	
SIC 第 7 号「ユーロの導入」		(以下 略)	
(以下 略)			
別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準		別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準	
以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。		以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。	
企業会計基準委員会による 修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる 会計基準等	企業会計基準委員会による 修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる 会計基準等
企業会計基準委員会による 修正会計基準第 1 号「のれ んの会計処理」(2015 年 6 月 30 日公表)	・ IFRS 第 3 号「企業結合」 ・ IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配 企業に対する投資」	企業会計基準委員会による 修正会計基準第 1 号「のれ んの会計処理」	・ IFRS 第 3 号「企業結合」 ・ IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配 企業に対する投資」
企業会計基準委員会による 修正会計基準第 2 号「その 他の包括利益の会計処理」 (XXXX 年 XX 月 XX 日改	・ IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) ・ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」	企業会計基準委員会による 修正会計基準第 2 号「その 他の包括利益の会計処理」	・ IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年) ・ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

公開草案				現行			
	正)	・ IAS 第 19 号「従業員給付」			・ IAS 第 19 号「従業員給付」		

以 上